

法定後見の終了に関する検討

1 法定後見の終了に際しての考慮要素

- 5 法定後見の開始後に法定後見による具体的な保護の必要がある事情等が消滅したときに、法定後見を終了するものとする等について、どのように考えるか。

(説明)

10 1 現行法の規律

(1) 判断能力の回復による審判の取消し

15 法定後見（成年後見、保佐及び補助をいう。以下同じ。）の開始の審判は、その原因が消滅したとき、すなわち、本人の判断能力が回復したとき（後見にあつては「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」ものではなくなったとき、保佐にあつては「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である」ものではなくなったとき、補助にあつては「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である」ものではなくなったとき）は、本人等の請求により、開始の審判を取り消さなければならない（民法第10条、第14条第1項及び第18条第1項）。

20 これは、本人の判断能力が法定後見制度による保護を要しない状態に回復した以上、法定後見の開始の審判を取り消すのが相当であるとされたものと解されている。

(2) 具体的な保護の必要性が失われたことによる審判の取消し

25 ア 保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項の審判）、保佐人に代理権を付与する旨の審判（同法第876条の4第1項の審判）、補助人の同意を要する旨の審判（同法第17条第1項の審判）及び補助人に代理権を付与する旨の審判（同法第876条の9第1項の審判）は、本人等の請求により、審判の全部又は一部を取り消すことができる（同法第14条第2項、第876条の4第3項、第18条第2項及び第876条の9第2項において準用する第876条の4第3項）。

35 これは、これらの審判が個別具体的な事案における特定の法律行為について、保佐人若しくは補助人の同意を得ることを要するとすべき必要性、保佐人に被保佐人に代わって法律行為をすることを認めるべ

き必要性又は補助人に被補助人に代わって法律行為をすることを認めるべき必要性をそれぞれ要件とするものであるので、この具体的な保護の必要性が失われたことを取消しの要件として、審判を取り消すことができることとしたものである。

5 イ なお、補助人の同意を要する旨の審判及び補助人に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、補助開始の審判を取り消さなければならぬ（民法第18条第3項）。

10 これは、補助開始の審判後に、その目的とされた法律行為の終了等により、代理権の付与及び同意権の付与の審判の全部が取り消され、補助人が全ての権限を失った場合には、本人保護の具体的な必要性がないことから、本人の判断能力に変化がないときでも、補助開始の審判の取消しを認めるのが相当であるとされたものと解されている。

2 検討の必要性（現行法に対する指摘等）

15 法定後見制度（特に、後見の制度及び保佐の制度）については、制度利用の動機となった課題が解決した場合でも、判断能力が回復しない限り制度の利用が継続することが問題であるとの指摘を踏まえ、法定後見の開始の要件の見直しをする場合には、法定後見の終了の事由についても検討する必要があると考えられる。

20

3 検討

(1) 法定後見の開始の要件として考慮することとした事由が失われたことを法定後見の終了事由とすること

25 ア 法定後見の開始の要件とされる判断能力が不十分である状況が法定後見の開始の審判後に消滅したときは、当然のことながら法定後見による保護を継続する必要はなく、請求により法定後見の開始の審判を取り消さなければならないとされている。

30 また、現行法では、保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意を要する旨の審判及び補助人に代理権を付与する旨の審判がされた後に具体的な保護の必要性が失われたときに審判を取り消すことができるとされている。

35 イ そうすると、法定後見の開始の要件の検討をし、例えば、取消権や代理権による具体的な保護が必要であることを要件とする場合には、現行の保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判等と同様に、それらの審判後に取消権や代理権による具体的な保護の必要性が失われ

たときは、それを審判の取消事由（法定後見の終了事由）とすることとなるように思われる。

ウ さらに、そのように具体的な保護の必要性が失われたときに審判を取り消すことができるとの規律を設けることについて検討を進めるに当たっては、どのような場合に具体的な保護の必要性が失われたとするのかについて、その内容を整理しておく必要があるように思われる。

5
10 (2) 取消権（同意権）による具体的な保護の必要性が失われたことの意義
本人のした特定の法律行為又は本人が保護者の同意を得ないでした特定の法律行為を取り消すことができるものとする事について必要性の消滅に関しては、保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判及び補助人の同意を要する旨の審判の取消しを参考にすることが考えられる。

15 前記のとおり、補助人の同意を要する旨の審判等では、具体的な保護の必要性が失われたことが、その審判の取消しの要件であるとされている。例えば、補助人の同意を要する法律行為について、当初は本人が行うことが想定されたものの、その後の本人の状況や行動に照らし、本人が対象行為をする具体的な可能性が乏しいといえるような場合には、対象行為について取消権（同意権）を存続させる必要性が失われたと考えることができると思われる。

20 なお、保護者による取消権の行使により、本人のした法律行為が取り消された場合には、取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされ（民法第121条）、本人は、当該法律行為に基づいて移転した財産や代金の返還を受けることができる（同法第121条の2第3項）。この場合に、給付の相手方が任意に返還しなかったときは返還請求を行うこととなる。保護者に取消権を付与する審判と共に取消し後の返還請求権の代理権を付与する審判がされていなかったときであっても、取消権を行使することができる保護者には制度の目的を完遂するために取消し後の返還請求権の代理権が認められるとの見解に立てば、返還請求がされるまで取消権による保護の必要性が失われたと考えることができないように思われる。他方で、取消権を行使することができる保護者には取消し後の返還請求権の代理権は認められないとの見解に立てば、本人が返還請求権を行使することが困難であっても、取消権による保護の必要性が失われたと考えることができ、返還請求権の行使について法定後見による保護が必要であると認められるときは、別途、保護者に返還請求を対象行為とする代理権が付与されることとなると考えられる。

35 (3) 代理権（財産管理権）による具体的な保護の必要性が失われたことの意

義

ア 保護者に代理権を付与する必要性の消滅に関しては、保佐人及び補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しを参考にすることが考えられる。

5 前記のとおり、これらの審判では、具体的な保護の必要性が失われたことが、代理権を付与する旨の審判の取消しの要件であるとされている。

イ 代理権の対象行為には、一回限りでその目的を達して終わる行為（例えば、代理権の対象行為が特定の不動産の売買である場合には、売買契約をし、引渡しや登記、代金の授受を終えれば目的を達すると思われる。）もあると考えられる。代理権の対象行為が一回限りでその目的を達して終わる行為である場合には、基本的には、対象行為の終了により当該代理権を存続させる必要性がなくなると考えられる。

10 15 もっとも、特定の物を目的物とする売買契約のように一回限りでその目的を達成するものであっても、契約時と履行時との間に相当の期間がある場合（例えば、前記の不動産の売買で代金の支払を数回に分けて1年程度で受領する場合など）には、その間は代理権を存続させる必要性が失われていないと考えることになるようにも思われる。

ウ また、代理権の対象行為が施設入所契約、入院契約、介護契約など一般的に契約の期間が一定の期間であるような契約である場合には、代理権の対象行為は一回限りであっても、これにより一定の期間、当該契約に基づく法律関係が継続することとなる。

20 25 30 例えば、施設入所契約では、施設入所者は、施設を退所するまでの間、継続的にサービスの提供を受け、その対価（施設利用料等）を支払うという契約上の地位に置かれることとなり、その間には、対価を支払うだけでなく、サービスの提供が適切に履行されているかをチェックしたり、サービスの内容について交渉したり、必要に応じて解除の検討をすることなども考えられる。これらの行為は、施設入所契約の締結後にその履行の確保等のために行う事実行為と整理することができると考えられる。

このように代理権の対象行為により、一定の期間、契約に基づく法律関係が継続する場合において、代理権の対象行為が終了したことをもって代理権による保護の必要性が消滅したと考えてよいかという点について、整理する必要があるように思われる。

エ また、代理権の対象行為が反復、継続して行う必要のある行為である場合には、代理権を行使する必要性が存続する限り、代理権付与による保護の必要性が消滅したとはいえないことが多いと考えられる。

5 ここで、近時の成年後見関係事件の概況にみられるように、法定後見の申立ての動機として預貯金等の管理・解約が挙げられる事案が多くあり、保佐の制度及び補助の制度では、預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）についての代理権が付与されることが少なくないと考えられる。

10 そして、保佐人及び補助人の代理行為目録において、代理権の対象を「預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）」と特定する場合には、通常は、本人の預貯金口座がない場合等には必要に応じて保佐人や補助人が口座の開設をした後、預貯金口座の入出金をすることが予定されていると思われる。そして、現在の社会生活においては本人の収入が預貯金の口座に入金されることが一般的であることなどを考えると、一般的には、日常生活を継続する上で、預貯金の取引の必要性がなくなることは考え難いと思われる。そうすると、判断能力の不十分な本人が預貯金の取引をすることが困難であり、法定後見人がこれをする必要があると考える場合には、預貯金の取引を対象行為とする代理権の必要性は消滅せず、前記の代理行為目録を用いた代理権を付与する旨の審判を取り消すことができないこととなるとも考えられる。これらを踏まえると、預貯金の取引について代理権を設定した場合に、どのようなときにその必要性が消滅したと認めることができるかについて整理する必要があるように思われる。

25 なお、預貯金の取引（引出し）であっても、日用品の購入（食料品、衣料品等の購入）、電気、ガス、水道等の供給契約に係る対価（料金等）の支払に必要な範囲のものについては、現行法においても、成年後見人、保佐人又は補助人の取消権（同意権）の対象から除外されている（民法第9条ただし書）。もっとも、本人が行為時に意思能力を有しなかったときは、その行為は無効になると規定されている（同法第3条の2）。

30 オ さらに、代理権の付与により、代理権の対象行為の範囲に応じて代理権に付随する財産管理権を有するものと解すると、代理権の対象行為が多額の財産に関するものである場合において（例えば、本人が相続人となる遺産分割のために法定後見が開始され、遺産分割のために必要な範囲の代理権が保護者に付与された場合において、遺産分割の結果、本人が多額の財産を取得するとき等が考えられる。）、代理権の対象行

5 為が終了したことにより法定後見を終了するものとしたときに、特に
現行の後見の類型に該当するような通常は意思無能力の状態にある本
人に当該財産を引き渡すことができるのか、その後に当該財産を含め
て本人の財産を管理し、必要な法律行為を代理するために、必要な範囲
で法定後見を継続（又は新たに開始）するのか、についても整理する必
5 要があるように思われる。

(4) 本人の請求又は本人の同意を要件とする審判の確定後に本人が法定後
見による保護を望まなくなった場合等

10 ア 本人の同意を要件とする審判、例えば、保佐人に代理権を付与する審
判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する審判及び補助人に同意
権を付与する審判は、本人以外の者の請求による場合には、本人の同意
がなければならぬものとされている（民法第15条第2項、第17条
第2項、第876条の4第2項及び第876条の9第2項）。

15 現行法は、これらの審判が確定した後に本人がこれらの審判による
同意権（取消権）や代理権による保護を望まなくなったことをこれらの
審判を取り消す事由とはしていない。

20 もっとも、前記のとおり、これらの審判については、具体的な保護の
必要性が失われたことを審判の取消しの要件としていると解されてい
るが、例えば、補助人に代理権を付与する審判をする際は同意していた
本人が、審判の確定後に、補助人の代理権による保護を望まなくなった
（なお、本人の同意があるとの評価が容易ではない側面があることを
踏まえると、本人が保護を望まなくなったことの評価についても同様
の側面があるように思われる。）とすると、具体的な保護の必要性がな
25 くなっている場合が多いように思われ、具体的な保護の必要性が失わ
れたことを理由に、申立てによって審判を取り消すことが考えられる。

イ なお、本人の同意を要件とする審判をする際に、本人の同意があるこ
とが認められないときは、申立ては却下される。

(5) 法定後見以外の支援等があること

30 法定後見の開始に当たり、法定後見以外の支援等があることを考慮す
るかは検討事項であるが、いずれにしても、法定後見を開始した後に法定
後見以外の支援等によって本人が法定後見の取消権（同意権）や代理権に
よる保護をする必要がない状況になったことをもって、法定後見開始の
原因が消滅したと整理することができるとも考えられる。なお、この場面
においても、法定後見以外の支援等としてどのようなものが想定される
35 のか、また、法定後見以外の支援等があることをどのようにして確認す
るのかについての整理を踏まえて検討する必要があると考えられる。

(6) 法定後見制度を再度利用する際に速やかに開始されるための方策

ア 本人の判断能力に変化がない状況で、法定後見開始の原因が消滅したことにより法定後見を終了した場合には、その後、再び法定後見の取消権（同意権）や代理権による保護が必要な状態となることもあり得ると考えられる。

その際に、当事者やその家族の立場からは、一度、法定後見制度を利用していることから、法定後見の開始の申立てを再度行う場合には、本人の保護が可能な限り速やかに再開されることや、申立てにおける手続的な負担が軽減されることを望む意見がある。

イ 当事者が申立てを行う際の手続的な負担としては、申立てに必要な書類の準備等のほか、申立手数料などの家庭裁判所に納付する費用、申立ての準備のために必要となる医師の診断書の作成費用、戸籍等の証明書の発行手数料等、弁護士に手続代理人を依頼する場合にはその費用等の負担も考えられる。

なお、例えば、東京家庭裁判所に法定後見の開始の申立てをする場合には、令和6年6月時点で、申立手数料800円、後見登記手数料2600円、送達・送付費用（後見申立てには3720円、保佐・補助申立てには4920円）が必要であるとされており、更に必要に応じて鑑定費用の予納を求められることがある。

ウ 前記の法定後見制度を再度利用する際の当事者のニーズに対応することができるかについては、例えば、保護者選任の審判は取り消すが法定後見開始の審判は取り消さずに維持するという考え方や、再度の法定後見開始に当たり要件を緩和するという考え方が指摘されている。

もともと、このような考え方も含めて検討をするに当たっては、そもそもこのようなニーズの要因（法定後見の開始の要件がニーズの要因であるのか、家事事件手続において当事者に提出を求められている資料等がニーズの要因であるのか等）についての整理を踏まえた上で、その対応の可否について検討を進める必要があるように思われる。

(7) 小括

以上を踏まえ、法定後見の開始後に法定後見による具体的な保護の必要があること等が消滅したときに法定後見を終了するものとするものについて、どのように考えるか。

2 期間の設定等

法定後見の期間を設定すること等について、どのように考えるか。

(説明)

1 現行法の規律等

現行法は、法定後見の期間を定めることとされていない。

5 2 検討の必要性（現行法に対する指摘）

法定後見制度（特に後見の制度及び保佐の制度）については、法定後見制度を利用する動機となった課題が解決しても判断能力が回復しない限り制度の利用が継続することとなり、制度が硬直的で使いにくいとの指摘がある。そして、このような問題意識を踏まえ本人が適切な時機に必要な範囲及び期間で制度を利用することができるようにするために法定後見による具
10 体的な保護の必要性を法定後見の開始の要件とし、法定後見を開始した後も法定後見の開始の要件が消滅していないかを定期的に確認する機会を制度的に確保すべきであるという意見がある。

15 3 検討

(1) 法定後見の開始に当たり期間を設定することの適否

現行法は、後見の制度及び保佐の制度においては、判断能力が不十分であることの判断と法定後見制度による保護の必要性の判断が一致することとされており、また、一般的に精神上的障害による判断能力の低下した者が回復することが多いとはいえないと考えられることから、判断能力
20 の程度について定期的に確認することとはされていないものと考えられる（補助の制度においては、個別の保護の必要性を要件としているものの、後見の制度及び保佐の制度と同様に、定期的に開始の要件が消滅していないことを確認することとはされていない。）。

もともと、法定後見制度の見直しの検討において、取消権（同意権）や代理権による個別の保護の必要性を開始の要件とする場合には、保護者の事務の遂行や時間の経過による本人の状況の変化によって、それらの
25 個別の保護の必要性が消滅することも考えられる。そうすると、これを定期的に確認することを制度的に確保することは合理性を有するとも考えられる。

そして、法定後見の開始の要件が消滅していないかを定期的に確認する機会を制度的に確保する方法として、法定後見制度に保護者が取消権（同意権）や代理権を有する期間を設けることも考えられる。

(2) 期間の定め方及び期間を満了した際の取扱い

35 ア 法定後見制度に期間を設けることとした場合には、どのように期間を定めるかについても検討する必要があると考えられ、例えば、最長期

間を定めた上でその範囲内で個別の事案ごとに裁判所が定める方法や裁判所が事案ごとに定めるのではなく一律の期間を規定する方法など、いくつかの方法があるように思われる。

5 イ 法定後見制度に期間を設けることとした場合には、その期間が経過したときに法定後見が終了することになるとも考えられ、また、その期間が経過する際に法定後見による保護の必要性がなお存続するときは、申立てにより、期間を更新することも考えられる。

10 ウ なお、法定後見制度に期間を設けることとした場合でも、その期間内に法定後見による具体的な保護の必要性が消滅するケースも考えられる。法定後見の終了に関して法定後見による具体的な保護の必要性が失われたことを終了事由（審判の取消事由）とする場合には、このようなケースについては、審判の取消事由が満たされるものとして、期間内であっても、法定後見を終了するものとすることが考えられる。

(3) 小括

15 以上を踏まえ、法定後見の期間を設定すること等について、どのように考えるか。